



指針・要綱・条例等の違い

● 「指針・手引き」

指針は、ある具体的な計画を策定し、あるいは対策を実施するなど行政目的を達成しようとする場合において、**準拠すべきよりどころ又は準拠すべき基本的な方向、方法を示したもの。ガイドライン。**

● 「要綱」

要綱は、市の基本的な、又は重要な内部事務等を処理する上で統一的な処理を行うための**行政機関の内規。法律や政令、条例や規則とは異なり「法」ではないため、法的な拘束力はない。**

● 「条例」

条例は、地方公共団体（都道府県や市町村など）の議会の議決によって制定される**「自治立法」**。市民に義務を課し、又は市民の権利を制限するには、原則として条例によらなければならない。市の条例は、その市の区域内のみで効力を有する。



指針・要綱・条例等の違い

種別	指針・手引き	要綱	条例
法的拘束力	なし	なし	あり
制定や改正の 手続き	市長の決裁	市長の決裁	議会の議決
形式・文体	特に制限はなく、自由な形式・文体で作成できる。	決まりはないが、条例に準ずる。	法律文（条文形式）。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい言葉で、具体的な内容を詳細に書ける。 ・柔軟な対応が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に比べれば柔軟に適用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律としての拘束力があり、市の基本方針や方向性を示す力が強い。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・あくまでガイドラインであるため、法的な拘束力はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に準ずるため、わかりにくい印象がある。 ・内規であるため、法的な拘束力はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条文形式で書かれるため、わかりにくい印象がある。

条例・要綱・指針など。 いずれも他自治体に事例があります。

- **指針・手引き**

 - 市民参画推進の手引（天童市）

 - 米子市市民参画推進指針

- **要綱**

 - 市民の市政参画の推進に関する要綱（広島市）

 - 日野市市民参加の推進に関する要綱

- **条例**

 - 愛南町住民参画推進条例

 - 鹿児島市の市民参画を推進する条例